

食品安全基本法について

食品安全基本法のポイント

1. 基本理念 第3～5条

食品の安全性の確保

- ① 国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に取り組む
- ② 食品の生産から消費までの各段階において行う
- ③ 国際的動向及び国民の意見に十分配慮しつつ科学的知見に基づいて取り組む

2. 関係者の責務・役割 第6～9条

- 国の責務及び地方公共団体の責務
 - ・ 適切な役割分担を行って食品の安全性の確保に取り組む
- 食品関連事業者の責務
 - ・ 食品の安全性確保について、第一義的な責任を有することを認識し、適切に取り組む
 - ・ 正確で適切な情報提供に努める
 - ・ 国又は地方公共団体等の取組に協力する
- 消費者の役割
 - ・ 知識と理解を深めるとともに、施策について意見を表明するように努める

3. 基本的な方針 第11～21条

リスク分析の導入 第11～13条

- リスク評価（食品健康影響評価）の実施
- リスク評価の結果に基づく施策の策定
- リスクコミュニケーションの促進

第14～20条

- 緊急事態への対処等
- 関係行政機関の相互の密接な連携
- 試験研究の体制整備等
- 国の内外の情報収集等
- 表示制度の適切な運用の確保等
- 教育・学習の振興等
- 環境に及ぼす影響の配慮

実施するための基本的事項を定める 第21条

4. 食品安全委員会の設置（リスク評価の実施等） 第22～36条